

グルンの印璽制度をめぐって

—— ダイチン・グルン太祖と太宗時代の実態 ——

庄 声

はじめに

17世紀の東アジアにおけるジュシェン（女真・後のマンジュ）人の抬頭は、東アジア秩序の構造変化を促す大きな要因となった。これに伴い、その周辺地域である朝鮮および大明との関係、さらにダイチン・グルン（大清国、グルンとはそもそも人々を原義とする語である）という新しい帝国の設立に至った経緯等に大きな関心が寄せられている。マンジュ人のグルン成立にはマンジュ・モンゴル・漢の三民族の動向が関わっており、その後の清朝の複合多民族国家としての展開につながっている。このような入関前のモンゴル・漢との深い関わりこそが、マンジュ・モンゴル・漢の世界にまたがって君臨する複合多民族国家としての性格をつちかったのである⁽¹⁾。そして、マンジュの伝統を有するグルンの統治においては、マンジュ語以外にもモンゴル語や漢語が使用された点で、当時の朝廷は多元的文化の政務が営まれていたと言えることができる。

こうした多元的文化を有するダイチン・グルン期の文書の形式には多様性がみられる。使用者の地位に関係なく、多言語で表記された文書が通用することになった。特にハンの命令は（han hendume ハンが言う）から（han i hese ハンの諭旨）へと変化し、ダイチン・グルン治下の地域や周辺国に発出された。これらの（han hendume）や（han i hese）には、通常マンジュ文以外にもモンゴル文や漢文も用いられ、さらに「印璽」が用いられた。この「印璽」の登場・広がりについては先行研究においても注目され、松村潤⁽²⁾をはじめ李学智⁽³⁾・片岡一忠⁽⁴⁾などの先学が言及し、印文に用いた言語、使われた範囲、そして印璽による自己政権の誇示などの問題が取り上げられてきた。しかし、ダイチン・グルン初期の文化史、いわば文書の成り立ち、および印璽との関係という基礎的問題については、なお未解決のままである。したがって、本稿では、文書制度の変遷を印璽に注目することによってその実態の解明を試みたいと考えている。

1 マンジュ文字印璽をめぐって

マンジュ人が入関前の漢文旧檔の中に、天聰初年における清の太宗と袁崇煥との往復文書が数

点ある。袁崇煥は当時明の遼東巡撫で、天命十一年（1626）正月には、これまで戦って敗れたことのなかつたヌルハチを、ポルトガル砲の威力により寧遠で敗退させたのであるが、この年八月ヌルハチが死に、新たに太宗が即位すると、まもなく両者の間に講和の議が起こることになった⁽⁵⁾。こうした講和の議には、文書によるやりとりが大きな役割を果たしていた。書の往返を互いの使者が担当していたが、『満文原口』に目を引く一通の文書がある。書かれた内容を見てみると、「印があるということで突き返された文書、アイシン・グルンのハンの書を袁



【図 2】

大人に致す、（後略）⁽⁶⁾」とあり、印を理由に突き返された文書がうかがえる。このマンジュ語の文書に対して、漢文の文書は『明清口案存真選輯』に図版写真の形で収録されており、日付は己巳年正月で、すなわち天聡三年（1629 年）であるが、その下に「abkai fulingga aisin gurun han i doron」というマンジュ文字で刻した印が捺されていた。ところが、印に斜めの線が五本が引かれており【図 1】⁽⁷⁾、これは印を理由に突き返された原文書であることは間違いないだろう。



【図 1】

また、ヌルハチが亡くなったときに、明は弔問やホンタイジの即位に合わせて李喇嘛を派遣した。これに対してアイシン・グルンは答礼の文書を出した。それは天命丙寅年（1626）十一月十四日付けの「大金国皇帝致書於大明国袁老先生大人」という文書である。そこに捺されたのも「abkai fulingga aisin gurun han i doron」であるが、やはり印に線が引かれている⁽⁸⁾【図 2】。当時の明はアイシン・グルンからの文書を受け取ってはならない状況であったため、使者は文書をそのままにもって帰ったという⁽⁹⁾。

ところで、神田信夫（1962）によると、ある書肆で入手した写真帖に天聡年間の原文文書の写真が貼付されており、この写真が何人により何時作られたかは一切不明であり、またその口案が現在何処にあるのかもわからないが、写真の変色具合から見ればかなりの年月を経ているので、戦前に作られたものであろうことは先ず疑いないものだという。今この文書の原文を紹介すると次のようである。

欽命行邊督師兵部尚書の袁が書を、ハンの帳下に送る。ハンが書を齎し和睦したいと言うのは、おそらく両家の民が戦火に苛まれるのに忍びないからであろう。ハンの善意は天地が知るところである。ただし和睦には和睦の道理があり、これについては一言で決めるわけにはいかない。我が皇上は天命を受けて寶位を嗣ぎ、仁明にして剛毅であり、邊事に關わることは殊に嚴格なので、十分に確實でなければ、けっして上奏できない。もしハンが戦争を止め人命を惜しむと言うのならば、和睦の道理を考えられよ。邊境の將吏も體面を保てるで

う。ハン家が嘗ての恭順さを失わないのなら、わたくしが請願するのは困難なことではない。邊事は邊臣が擔當し、宰相を煩わせたりはしない。そもそも印とは本來信用を表すものであり、およそ封降していないのに、偽って承受したと言ってはならない。中國の法令はこうしたものだから、ハンは怪しまないでほしい。ここに返事申し上げる⁽¹⁰⁾。

とあるように、これは『満文原檔』に収録された天聰三年（1629）閏四月初二日付の袁崇煥の漢文原文書であり、漢人の鄭伸と任得良らが関与した文書であることもわかる⁽¹¹⁾。とりわけ、袁崇煥によって明の皇帝の封降を受けずに勝手に印を使用したとして、文書を突き返したとともに印の上に取り消し線が引かれたのだと考えられる。そして、このような非難を浴びたホンタイジは次のように反駁を加えている。

閏四月二十五日、杜明忠の持ってきた書の返報として我らのラマに持たせて送った書の言、「アイシン・グルンのハンが書を大明國の袁大人に致す。（中略）。また、印については、冊封して下したもので、妄りに用いることはできない」といっている。そうすれば **[aisin gurun i han i doron]**（金國のハンの印）を作って我に与えてほしい。（後略）⁽¹²⁾。

とある。冊封しないままに印を妄りに使ってはいけないならば、我々に印を作ってくれという。ホンタイジは **[aisin gurun i han i doron]**（金國のハンの印）という印を要求していた。そもそも、明は周辺国や地域を朝貢や冊封制度に組み込んで境界関係を円滑に維持し、建州衛時代にはヌルハチを龍虎將軍に封じているが、その冊封した印は「建州左衛之印」である⁽¹³⁾。しかし、ヌルハチはアイシン・グルンをたててからこれをもう使わなくなった。そして、新政権をアピールするために新たに作られた印は、両国において講和をめぐる争いの焦点になったことがうかがえる。

さて、そもそも朝鮮に送った文書には「後金天命皇帝」という印璽が使われたことは周知の如くである⁽¹⁴⁾。つとに李学智（1973）は「これは **[abkai fulingga aisin gurun han i doron]**（天命金国汗之印）という七字からの、もしかしたら清人の最初の印璽である」と述べていた⁽¹⁵⁾。そこでは確かに袁崇煥宛の文書に **[abkai fulingga aisin gurun han i doron]** の「天の福を受けた金国ハンの印」というマンジュ文字六行の方印が使われている。方印は中国式であり、モンゴル時代も同様のウイグル式モンゴル文字六行の方印を用いた⁽¹⁶⁾（中央アジア以西は円印ないし水滴形の印が一般的である）⁽¹⁷⁾。刻した印璽にある **[abkai fulingga]** は、ヌルハチの年号でもあるが、天命年間から天聰年間にかけてあらゆる文書等に使われていたことからすれば、この印璽は年号の天命と必ずしも関係はないと言ってよい⁽¹⁸⁾。



【図3】

少なくともこの印璽はグルンにおいて初めて使用されたものであり、外交文書以外に身分証明や布告・諭旨など多岐にわたって広く使われることになった【図3】⁽¹⁹⁾。例えば、天聰五年（1631）正月初八日に、次のような身分証明である「パイ」の登場を見てみよう。

㉑ハンが言うには、「モンゴル・グルンに使者として行く者は、特に遣わした罪のあるグルンの家畜に乗り食糧を食うばかりでなく、ハンの使者だといってグルンを苦しめながら行くという。今後はパイを作り、パイに書いた書に従って家畜に乗り、食糧を食え。パイのない者は家畜に乗るな、食糧を食うな」と言って、初めてパイを作り、コルチンのトシェト・ハンの兄トメイ・ペイレを送る使者ダランタイに與えた。パイに書いた書の言、

㉒「カガンの旨、およそ罪のために政事を與えた使者たちは、罪のある旗から家畜に乗り、食糧を宿泊地で食え。晝間の食糧はない。罪のない旗から家畜に乗り、食糧を食えば大罪である。書と印のない使者たちに家畜や食糧を與えるな。もし家畜に乗り、食糧を食えば捕縛して送ってこい。政事のために行く使者たちは、どの旗からでも區別なく家畜に乗り、食糧を食いつつ行くがよい」。

㉓今後、政事のために行く使者はパイを帶び始めた⁽²⁰⁾。

とある。モンゴルに向かうアイシン・グルンの使者は、経過地において濫りに乗り物や食糧をねだってはならず、このようなことを防ぐために初めて「パイ」を作ることをとりきめた。とりわけ、正当な使者であるか否かを判定する証明書たらしめようとする趣旨のものである。これは後代の駅站的制に連なるものではなく、寧ろ有事の際に出兵を求める命を伝達する使者の正当性を保障する虎符の如きをいったものではないかと思われる⁽²¹⁾。㉑と㉓はマンジュ語の内容で、㉒は「パイ」に付加された内容であるが、訪れた先はコルチン・モンゴルであるから、もちろんモンゴル語で書かれている。とりわけ、パイは身分証明書であり一種の交通手形でもあり、政務のために使者が佩びて出かけるには利便性も信憑性もあるわけである。

一方、現在このような「パイ」は中国瀋陽故宮博物院に三十枚ほど所蔵されている【図4】。



【図4】天聰ハン旨牌 正面と背面(李理 2008)により

それらは「牌首」と「牌面」を組み合わせで出来たものである。ほとんど木で作られたというが、「牌首」の上に穴のあけられた「円頂」が付加され、さらに穴に紐を通してぶら下げるとしている。そして、「牌面」の表には「secen qayan-u jarlay」という陰文のモンゴル文字が刻まれて、「天聰ハンの旨」という意味で、天聰時代のものとわかる⁽²²⁾。裏の凹ませた丸型に貼り付けた高麗紙の上に、丸型の大きさにぴつ

たりかぶせて無圈点マンジュ文字の朱印璽が捺印された。それは「abkai fulingga aisin gurun han i doron」の「天の福を受けた金国ハンの印」というマンジュ文字六行の方印であった。しかも、朱印璽の上に12行のモンゴル語の内容が書かれており⁽²³⁾、それは上掲した㊦のモンゴル語「パイ」の内容と完全に一致する。これはアイシン・グルン太祖時代に使われた信牌ではなく、太宗ホントイジ時代における天聡ハンの権威を示す「パイ」であると考えられる。

とりわけ、モンゴルに使者を遣わす際に、証憑として「パイ」を支給した。「パイ」は明らかに漢字の「牌」からの音訳した語である。モンゴル時代に「パイザ」というものがあったが⁽²⁴⁾、それは「牌子」からの借用語でもある。モンゴル時代のパイザはほとんど金属製のものばかりであるが、最高のランクは金である。一方、アイシン・グルンには現時点で確認できる「パイ」は木で作られたものしかない。機能として同じく身分証明書でもあるが、初期段階において設備がまだ出来ていない時期においては、このような「パイ」は非常に大きな役割を果たしただろう。

また、『満文原檔』宿字檔には年月日のない誓文が記されている。面白いのは二種類の版木によって刷られた誓文であり、いずれも職務と名前だけ手書きの刷物である。誓文によると、すべての官員は「ハンからパイを受け取って」から誓いが始まる⁽²⁵⁾。また、ハンの勅書を「パイ」に貼り付けて民に知らせることは天命年間からのしきたりでもあった⁽²⁶⁾。「パイ」は当時において幅広い役目を担っていたことがうかがえる。正当な使者である証憑とするためには、「パイ」に貼り付けた勅書に印璽が欠かせなかつただろう。

ところで、天命年間に遼東の各地から、アイシン・グルンに帰順してきた官員にそれぞれ「印」や「旗」が授けられる場面がしばしば見られる⁽²⁷⁾。片岡一忠(2008)は、ここで授けられた「印」について「印ではなく御宝が押された文書のようなもの、すなわち印牌か信牌であった」と指摘した。しかし、この「印」は、帰順した官員の新しい身分証明書になるものと考えてよく、「印牌か信牌」では決してありえず、むしろ「官印」であったと考えるべきである。例えば、天命八年(1623)に定められた規定を見てみよう。

ハンが言うには、上に上奏するさまざまな言葉を書を書いて印を捺して上奏する。遣わしたら旗を持たせて遣わす。書に印がない、旗がない口頭で遣わすな。書に印がない、口頭で遣わすには、悪心の盜賊奴が口實を得て妄りに聲を張り上げて、グルンに苦勞させて叛亂を起こす。印を捺した書がない、旗がない。口頭で我に遣わした人を尋問するな。直ちに捕えて上に押送し、それを持ってきたら人の値段を定めて、持ってきた値段で押送した人に與える。(後略)。**[※印 aisin gurun i han i doron 【図5】]** 天命ハンの壬亥 月⁽²⁸⁾。(※印は筆者が書き加えた印璽の内容である。以下も同様)



【図5】

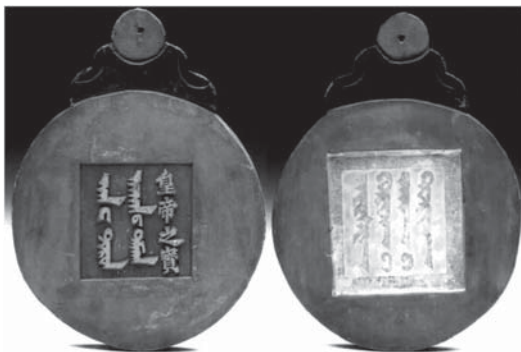
とあるように、文書で提言する場合には必ず印を捺し、口頭で訴える場合には必ず旗を持たせ、口頭だけでは効力を有しないとされる。アイシン・グルンのヌルハチ時代からの領域の拡大に伴い、行政の不備が生じたのを克服するために、さらに新たな制度が発達することになった。つまり、「官印」と「旗」とは甚だ重要で、文書に「官印」が捺されると信憑性も高まるものである。したがって、帰順してきた官員に授けられた「印」は、「パイ」ではなく、紙に捺す「官印」と考えて間違いないだろう。しかも、「官印」と「旗」を配るだけにとどまらず、その実用化に向けて制度も整いつつあることがわかる。ちなみに、この発令に捺されたのは「**aisin gurun i han i doron**」という印璽であり【図5】、印を作るのは国家の特権とされ、これはホンタイジが明に作ってくれと求めた「印璽」である。

さて、太宗のホンタイジより年長であるマングルタイ（莽古爾泰 manggūltai、ヌルハチの五子）等は、かつて篡奪を企てていたことを、マングジの家僕レンセンギが刑部のジリガランに密告し、これを知った諸王は懲罰を決議、ホンタイジも裁可し、かくて関係者が逮捕処刑された。そこではマングルタイの家から不軌の証拠として「金国汗印」なるものが発見されていた⁽²⁹⁾。その記事を以下の『満文内国史院檔』から引用する。

また、後にマングルタイ・バイレの家で器物を調べると、木で造った「pai doron・牌印」が十六箇も見つかった。みると「**aisin gurun i han i doron**」と書かれていた。その印を大衙門に持っていて、諸バイセ、大臣にすべての民を集めて、その事実を読み上げた⁽³⁰⁾。

とある。manggūltai beile の家から木で作った「pai doron」が十六個も見つかっており、それに「**aisin gurun i han i doron**」と記されていた内容がうかがえるが、印璽であるには間違いないだろう。つまりこれは「金国汗印」なるものが「pai doron」という、訳せば「牌印」という意味であることがわかる。かつて Fuchs (1936) により学界に紹介されたが、それは「くぼんだ 12.1cm の一面に朱印を捺した紙が貼り付けられたが、その朱印は「**aisin gurun i han i doron**」なるものの「牌」である。その正面には三種類の文字が刻まれていたが、おそらくヌルハチ時代

からホンタイジ時代にかけて使われたインペアルコマンド」だと述べられている⁽³¹⁾。確かに【図6】によると、無圏点のマンジュ文字（HAN I TORON / han i doron）以外に、モンゴル文字（qagan u tamga）と漢文（皇帝之寶）も刻まれている。明の場合にはもっぱら詔書や勅書に捺されていたのは「皇帝之寶」という印璽である。だが、これは「印」として詔書に捺すものではなく、身分証明書として使われた「パイ」に



【図6】 皇帝之寶牌 正面と背面 (李理 2008) により

使用されたものである。かつて天命年間に馬に財貨を載せて運ぶときには必ず「パイ」を持たせ、これに関しては罰則も規定されていた⁽³²⁾。こうしたものは瀋陽故宫博物院には、五百個ほど所蔵されており⁽³³⁾【表1】、「パイ」はグルンで文書などを送達するときに欠かせない存在であり、さらに「パイ」自体に欠かせないものこそ、やはり「印璽」であった。

ホンタイジは崇徳三年（1638）三月一日に北に向かって行軍し、狩猟しながらモンゴル各部を訪問し、いたるところに懇ろな歓迎を受けたり、温泉に入ったり、時折盛京城を留守する王や大臣等に勅書を下したりしていた。ところが、崇徳三年（1638）三月二十六日付けの記事を見ると、助手三人に「akdun temgetu・信牌」を持たせ、盛京城の国史院大学士ガリンのもとに遣った。ガリンに「帰化城に交易に赴いた我が国の人を迎えに、駐防前鋒兵を速やかに差遣せよ」と諭して⁽³⁴⁾、助手三人に「akdun temgetu」を持たせて盛京に行かせたのである。『清文総彙』によると、「akdun temgetu」は「聖旨龍牌、乃伝布聖旨于四方用者」と解釈され、『五体清文鑑』はこれを「信牌」と訳し、文字通り信憑性のある「牌」の意味である。つまり、「信牌」とは身分証明書でもあり一種の交通手形でもある。ここで三人が所持した「akdun temgetu」は『清史図典』に収録された「寛温仁聖皇帝」という信牌に違いない。それはマンジュ・漢文・モンゴルの三文字で刻まれたもので、それぞれ「gosin onco hūwaliyasun/enduringge han i akdun temgetu:」・「寛温仁聖／皇帝信牌」・「ayuu örüsüyeici nayiramda-qu boyda qayan -u itegel-tü temdeg」とあり、「寛温仁聖皇帝」とは、崇徳元年（1636）四月にマンジュ・モンゴル・漢の八旗の推戴をうけて、「金国ハン」から「大清皇帝」に即位した太宗ホンタイジの称号である⁽³⁵⁾。つまり、この「akdun temgetu」は崇徳年間に発行されたものとわかる。文字の部分がくぼんで、金色を塗りつけた陰文の信牌であるため読みやすい。赤色で塗られた木で作られ【図7】、上部に浮き彫りの龍がはめ込まれ、その上の穴から金色の紐が、革で作られたカバーの穴に通されている。さらにカバーの表面には龍の文様が描かれている。それは、皇帝権力のシンボルとする五爪の龍である⁽³⁶⁾。このような信牌は諭旨や身分証明書等によく使われるようである。もともとの「信牌」については、意識の「akdun temgetu」でなく、「パイ」あるいは「パイ・ドロン」と称していた。

さて、明における皇帝支配とは「皇帝」と呼ばれる唯一の君主を頂点とする君主と臣下の、上下の階層的関係であったため、君主たる皇帝側の恣意によって容易に抑圧へと転化しかねない可能性を有している。さらに、東アジアにおいて明を中心に朝貢と冊封から構築された華夷秩序が成立すると、これは明を中心とする上下階層構造による秩序になったと一般に理解されている⁽³⁷⁾。ヌルハチが新しい政権が建てたことは、明



【図7】 寛温仁聖皇帝牌（『清史図典』太祖・太宗）により

政権を揺るがす敵国の成立であり、かつ華夷秩序の枠内から完全に離脱したことを意味している。それは、外交文書において皇帝と名乗っていることからわかる。

諸處の城堡に送った書の言、アイシン・グルンのハンが官人秀才軍民にいうこと。(中略)。父ハンは親善に暮らすことを願い書に書いて、人を遣わし講和しようとしたがきかなかった。そこで天はまた河西地方を與えた。重ね重ね人を遣わして講和しようとしても、天啓ハン・崇禎ハンは、また侮って「アイシン・グルンの皇帝(KOWANKTI/hūwangdi)というのをやめよ、勝手に作った印をやめよ」といったので、我は講和するのを願い、「皇帝(KOWANKTI/hūwangdi)というのをやめてハンという、汝等は印を作ってくれ、いただいた印を用いよう」といっても、きかなかったので、我は再び天に告げてチャンサンの道を攻めてきた⁽³⁸⁾。

マンジュ人が自ら皇帝と名乗ったこと、さらに、印璽を許可なく使用したことにより、明の樹立した華夷秩序は破局に向かう危機にさらされることになった。したがって、天啓帝から崇禎帝にかけて、明王朝はこれらすべてをやめるよう主張したのである。これに対してホンタイジは反発して、「我々は講和を願っているので、皇帝というのも控えてハンと呼ぼうとしており、もし汝らが印を作ってくれば、その印を用いよう」といった。もとよりマンジュ人が帝号や印璽を使用していたことが、論争の起こる大きな要因となったのである。袁崇煥と毛文龍の文書には「汗国」や「汗・汗王」と称するにとどめ⁽³⁹⁾、「金国」や「皇帝」は決して出てこない。そして、『満文原檔』の記事においても、ホンタイジに対する皇帝号には全く「hūwangdi」ではなく「han」の表記を用いているのである⁽⁴⁰⁾。

朝鮮国王に下す詔勅にはマンジュ語の「gosin onco hūwaliyasun enduringge han」に対し、漢文は「寛溫仁聖皇帝」となっている。しかし、朝鮮国王の南漢山城からの文書では、ホンタイジを「仁聖皇帝」と称揚し、これに対してダイチン・グルンからの返書は朝鮮の称号にあわせて「enduringge hūwangdi」という意識と音訳の形で名乗っていた⁽⁴¹⁾。要するに、漢字の「皇帝」があってその対訳語として音を写した「hūwangdi」がつくられたといえる⁽⁴²⁾。また、『満文原檔』の寒字檔に、兵士が戦死した場合や戦場で怪我を負った場合、戦功も加味して賞を授けたことを記す満漢合璧の資料がある。そこでは「ハン」が「皇帝」と対訳されている⁽⁴³⁾。さらに、天聰七年(1633)四月十一日にアイシン・グルンに帰順しようとする孔有徳たちの「乞降書」では⁽⁴⁴⁾、ホンタイジを「汗」と称揚し、また、孔有徳たちが降伏した後の五月二十四日の上奏文では、ホンタイジは「皇上⁽⁴⁵⁾」と書かれ、これに対応するマンジュ語訳はいずれも「ハン⁽⁴⁶⁾」と訳されている。

そもそも、『女直館訳語』で皇帝に対応する女真語は^{ヘン}哈安である⁽⁴⁷⁾。『四夷広記』韃靼訳語に、「大明皇帝曰、^{ダイミンハン}太命含」、また、北狄広記・韃靼制度に、「謂其長曰^{カカン}可汗、亦曰^{カン}寒」、『警世陰陽夢』に、「老奴酋韃子們稱呼他是老罕^{ロウハン}」という⁽⁴⁸⁾、いずれもハンの音訳語である。三田村泰助(1935)は、「そもそもハンなる語は『華夷訳語』によると、皇帝の意に用いられているが、『満文老檔』

には nikan han・solho han・monggo han 等とあるのを見れば、この語はその部族の最高の主権者を指すに相違ない」と説明している⁽⁴⁹⁾。

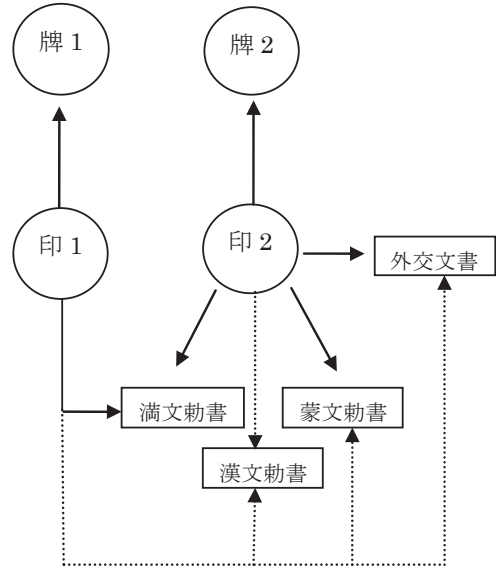
マンジュ人の認識では「ハン」と「皇帝」は表現上において完全に対等となり、歴史の流れにそって、北東アジアの長として女真語（後のマンジュ語も）で哈安^{ハアン}、モンゴル語で可汗^{カカン}、漢語で皇帝でもあったことは、まぎれもない事実である。さらに、ホンタイジがグルンをダイチンと称したとき、満・漢・モンゴルの三勢力に推戴され、多民族国家の君主としてハーンであるとともに皇帝でもあるということを内外に宣言したのである。東北地方の一周辺国家にすぎなかったこの時期から、本土に侵入して東アジアに君臨する大帝国へと発展しても、多民族国家の長としてハーンと皇帝とを兼ねるといふこの性格は変わることがなかった⁽⁵⁰⁾。

明が東アジア秩序を維持するため、皇帝と首長との間の君臣関係を牛耳る構図が変わることはついになかった。したがって、ホンタイジがこれを変えようし、明に何度もわたって印璽を要求しても⁽⁵¹⁾、受け入れられる可能性がないことはホンタイジも理解していた⁽⁵²⁾。そして、明親征にもつとめ、内モンゴルより長城を超えて遵化を攻略し、北京の包囲ははかり、明の皇帝にしきりに講和を申し入れたが⁽⁵³⁾、実現しなかったものであった。

2 漢文印璽の登場

天命年間と天聰年間において、「パイ」から「文書」まで欠かせないのが「印璽」であり、しかも、二種類が使われたのを確かめられることができた【図表 1】。ただし、当時は文書を作成する前に、まずこうしたマンジュ文字の印を捺し、いわゆる空印の文書用紙を作成してから、伝えるべき内容を記していた。例えば、天聰七年（1633）六月二十四日の記事には、

その日、アシダルハン舅（母の兄弟）・ニカンが罪を犯した理由は、ジルガラン・ベイレ、サハリャン・ベイレが外モンゴルで犯罪を取り調べる、禮儀を定めるために行くことで、[han



㊦ 1 : aisin girun i han i doron

牌 1 : han i doron（満蒙漢合璧）

㊦ 2 : abkai fulingga aisin gigun han i doron

牌 2 : secen qayan-u jarlay

・点線は推測、実線は確実なものを示す

【図表 1】マンジュ文字印璽との関係

i doron] (ハンの印) を捺された紙二十枚を、アシダルハン舅に渡して送っていた。アシダルハン舅はニカンが保管するようにと渡した。ニカンはクテレに渡して保管したが、九枚をなくした。これをバクシ達は聞知して、ハンに告發して部で問うときには、**[han i doron]** (ハンの印) の保管を怠ったとして、ニカンは百鞭の罪に打たれ、三十三兩が収められた。アシダルハン舅は保管したと騙した罪に落として、職を考えて三十兩を収めた⁽⁵⁴⁾。

とある。モンゴルで礼儀などを定めるときには、あらかじめ押印した用紙を用意し、そして実際の札が決まった段階で内容を用紙に写すことになっていた。しかし、ここで用紙がなくなったために担当者のアシダルハン舅とニカンをそれぞれ処罰したのである。要するに押印した用紙は大切に保管しなければならなかったので厳しく処罰されたといえる。その用紙に捺されたのは **[han i doron]** であった。上述した「パイ」や各詔書に捺されたのは **[abkai fulingga aisin gurun han i doron]** 【図3】という印璽であるが、これを略すれば **[han i doron]** となり、また **[aisin gurun i han i doron]** 【図5】も略すと **[han i doron]** となる。一方、当時のアイシン・グルンにおいてもっばら **[han i doron]** を用いた事例をいまだに確認できていないので、結局この二十枚の用紙に捺された **[han i doron]** は一体どれを用いたのかは判然としない。

次に、崇徳五年(1640)に対モンゴルの詔書に捺された印璽を確認できる文書が残されている。それは台北の中央研究院語言研究所に所蔵されているモンゴル語の「優待蒙古歸附人眾之詔書」という文書である⁽⁵⁵⁾。これも同じようにあらかじめ印璽を捺された用紙に、詔書の内容を刷られた印刷物であるが、印璽は漢文篆書体の「制誥之寶」である。この印璽については、以下の内容が記されている。

六日、(+祕書院)のジャラ章京鮑承先の上奏文、「ハンの聖徳は生み出すなかで好み仁政を達し、天がこの boobai を與えたことは兆しではないぞ。ハンは工部に旨を下して boobai 匣一つを作られよ。到着する日にはハンは諸大臣を率いて境を出て迎え、南門よりハンの家に入らせて、天の與えたことに合わせよ。また、印を獲得した由來を書に書いて、この印を捺してジュシェン人・漢人・モンゴル人にすべて聞かせよ。天命が移ったのを衆人に通曉させよ」以上のように上奏するとハンはそうだといいた⁽⁵⁶⁾。

とある。「boobai」の印に匣を作って、しかもこの印を得た経緯を皆に知らせるべきであるとして、「boobai」の印を捺された文書でそれぞれジュシェン人・漢人・モンゴル人に通達することにした。もちろん、このことは朝鮮の使者にも逸早く伝えられた⁽⁵⁷⁾。それは「伝国の璽」と言われる漢文篆書体の玉で造られた **[jy g'ao s boo]** (制誥之寶) であり、柄には二匹の竜が纏わりついている印璽である⁽⁵⁸⁾ (【表2】と基本一致する)。

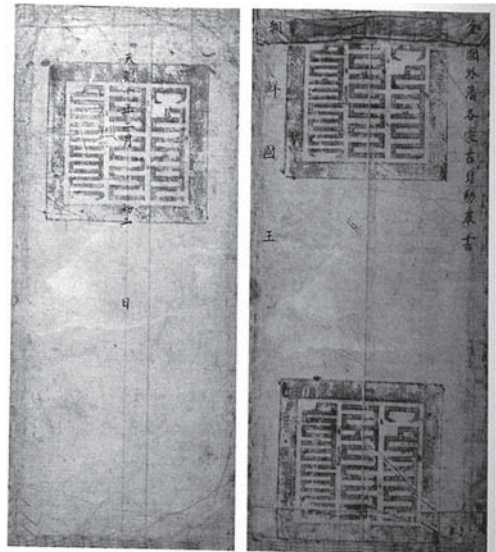
そして、天聰十年(1636)二月になると「伝国の璽」を得たのをきっかけとして、諸バイレやモンゴル十六部四十九バイレがホントイジに新たな尊号を定めることを提起する一方、朝鮮側に

対してもホンタイジの尊号奉戴に参加するよう働きかけていた。

アイシン・グルンの外藩諸バイセの書、朝鮮國王に奉ずる。(中略)。我等のこの十六グルンのバイセ四十九人は、日を定めて十二月にハンのムケデン（盛京）城に集まってきて、内のバイセと協議してハンに上奏し、「今各グルンはすべて従い、玉璽を得て、天の加護をはっきり知った。天意人心に合わせ、主たるハンに尊號を定めたい」と言った。後に主たるハンは「朝鮮國王は我が弟であり、それに知らせるべきである」といったので、みんなハンの言を大義であるとした。そこで我等外藩の諸バイセを遣わして王と一緒に相談しようと送った。王は近親の子弟を送って一緒に主たるハンに尊號を定めるべきである。我等衆人はみんな天意に従いハンに尊號を定めることに決定した。ただ王が我等の議に賛成するか否かを見るばかりである⁽⁵⁹⁾。

とあり、天聰九年（1635）十二月に内外の諸バイセはムケデン（盛京）城に集まり、それぞれ誓詞を記してホンタイジに新たな尊号を称することを勧めて忠誠を誓った。そして、翌年に朝鮮國王にも同じことを呼びかけていた。天聰元年（1627）の丁卯胡乱において、朝鮮は後金軍の敵するところではなく、仁祖はやむなく江華で後金使と会見し、後金を兄としてつかえること、後金に対して兵を起さないこと、などを条件として講和を結ばざるをえなかった⁽⁶⁰⁾。丁卯胡乱による、君臣関係および兄弟関係を結んでから十年も経ってから、ハンに新たな尊号を勧める際に朝鮮と議することが決められたのである。当時、おりしも朝鮮王妃の喪を弔うために、戸部承政のイングルタイを使節団長として、随行員に八人のホショイ・バイレとモンゴル四十九バイセを伴わせて朝鮮に派遣することになった⁽⁶¹⁾。今回の訪問の主要な目的は、ホンタイジの新たな尊号を奉呈することである。この推戴に関しては国書ではなく、「金国執政八大臣」や「金国外藩蒙古」からの手紙が用いられた⁽⁶²⁾。しかし、朝鮮は人臣が君上に書を送るのは礼を失するとこれを斥けてそのまま還されることになった⁽⁶³⁾。「金国外藩蒙古」の書はイングルタイ等が持ち帰った後にずっと瀋陽宮殿に保存され、1930年になって中村栄孝により学界に紹介されることになる。

中村栄孝（1930）では、「金国外藩各蒙古貝勒の書」に捺された官印について「原書年号にかけて印を鈴す⁽⁶⁴⁾」という解釈が加えられている。判読は困難であるが、間違いなくそれはマンジュ文字の篆書体で刻した

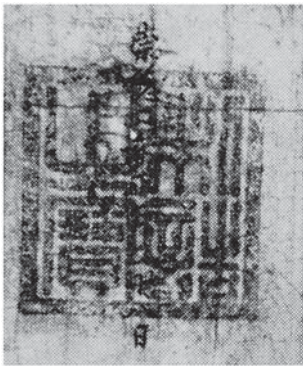


【図8】封筒 正面と背面（『明清檔案卷清代』）により

〔dorolon jurgan i doron〕(礼部の印)である【図8】。そもそも朝鮮国王宛国書の封筒には〔abkai fulingga aisin gurun han i doron〕という印璽が捺されていたが、「金国外藩各蒙古貝勒の書」には六部の官印である〔礼部の印〕が捺されていた⁽⁶⁵⁾。【図8】によると、それぞれ封筒の上下を封じたところに二つ、裏に書かれた年月日に一つ印がある。さらに、捺印したところに年月日を書き加え計四ヶ所に捺されている。ただし、この手紙を朝鮮側は「慢書」と見做して議論が沸騰し⁽⁶⁶⁾、これは「人臣が君上に書を送るのは礼でない」ために、この二通の文書の受け取りを拒否したのである。

このような言動はハンに尊号を定めることに拒んでいるとして、ホンタイジは背誓行為を理由に、崇徳元年(1636)十二月二日、武力で朝鮮を屈服させる親征に着手した。ダイチン・グルンからは侵攻の予告まであったにも関わらず、朝鮮側の防備は不十分なままで、氷点下の気候に恵まれて、氷結した鴨緑江を超えたダイチン＝グルンの軍隊は、本格的反抗に遭遇することなく一気に朝鮮の都に到達した。国王の仁祖はやむを得ず都を捨てて近郊の南漢山城に逃げ込んだ。

その後、朝鮮王を降伏させるために、籠城解除を求める交渉が始まった。このとき南漢山城を孤立無援の事態に陥りつつあると感じさせることに、文書のやり取りは大きな役割を果たした。その結果、正月三十日に国王の李倬はじめ朝鮮の閣老・群臣等が揃って降伏し、ダイチン・グルンと条約を締結したが⁽⁶⁷⁾、これを朝鮮側では丙子胡乱と呼んでおり、このときの清の戦勝碑は、現在も三田渡に残っている⁽⁶⁸⁾。また降伏を勧告した最後の詔諭と言われる詔勅は、中村栄孝(1930)によって影印が公開され、その崇徳年号の上に〔制誥之寶〕の印が捺されているのがわかる【図9】⁽⁶⁹⁾。岩井茂樹(2003)によれば、それは場違いの〔制誥之寶〕であり、これが「伝国の璽」たる元朝伝来のものというふれこみだったが、



【図9】

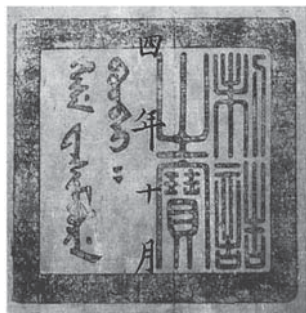
が、本来なら詔勅には〔皇帝之寶〕などを使ってよいはずである⁽⁷⁰⁾。そもそも〔制誥之寶〕は任官の詔に用いるもので、「一品より五品までは、授けるに誥命を以てし、朱印には〔制誥之寶〕を用いる」ためにあるのである⁽⁷¹⁾。

天聰ハンのホンタイジはマンジュ・モンゴル・漢の八旗の推戴をうけて、グルン号のアイシンをダイチンに改め、年号の天聰も崇徳に変えて即位した。そして、新政権を発足するとともに臣民に対して、さまざまな詔書を発出する過程で、盛んに用いられたのはやはり〔制誥之寶〕であった。詔書とは、皇帝の名義で天下臣民に対して、頒布する詔令文書の一種である⁽⁷²⁾。本来なら詔書等には〔皇帝之寶〕などを使うにもかかわらず、当時ほとんどの詔書に〔制誥之寶〕を使ったことは、なによりもこの印こそが主導的な位置を占めていたことを意味する。それは「伝国の璽」だという認識によるものに相違ないだろう。例えば、それぞれ崇徳元年(1636)四月二十三日と崇徳元年(1636)五月十四日に「朝会制度⁽⁷³⁾」と「慶祝制度⁽⁷⁴⁾」や「冠服制度⁽⁷⁵⁾」などを次々と定めたマンジュ語勅諭を飾ったのも〔制誥之寶〕である。さらに、崇徳元年(1636)七

月十日に「福晋冊封」という典礼を行ったが、『満文原檔』崇徳元年七月十日には、

グルン・エジェンの福晋 (fujin)・東大福晋・西大福晋・東側福晋・西側福晋を封じた禮。七月十日吉日、諸和碩親王・ドロ郡王・グサバイセ・文武の諸官等が崇政殿に集まり、等級に従って竝んだ後、聖ハンは出て崇政殿の玉座に座った。書三院の官人等が「グルン・エジェンの福晋を封じる冊・印・儀仗を準備し終わった」とハンに上奏した。ハンが勅諭を下し「封じる儀物を持って行け」といった後、グルン・エジェンの福晋冊・印を卓の上に左に冊、右に印を置いて、節を持った二人が前導し冊・印を捧げて儀仗を率いて、清寧宮の前に至ると、グルン・エジェンの福晋・諸福晋は皆起立した。書官が封じる冊を卓から取って、東側の卓上に置いて西に向いて立ち、冊に書いたマンジュ・モンゴル・漢の三グルンの文をすべて読み上げた。(中略)。このように冊を読み上げた後、その書官は冊書を捧げて女官に授けた。もう一人の書官は印を捧げて、もう一人の女官に授けた。二人の女官は皆跪いて受け取り、グルン・エジェンの福晋に授けると、グルン・エジェンの福晋は跪いて一つずつ受け取って、両側に立っていた女官に授けた。すると女官も跪いて受け取って、前に黄色の風呂敷に置いた卓上に置いた。それから金椅子、儀仗をすべて並び終えた後、グルン・エジェンの福晋は金椅子に座った。グルン・エジェンの福晋を封じる禮が終わると、書官等は節を先に立てて崇政殿に来て跪き「グルン・エジェンの福晋を封じる禮が終わった」と上奏した。(中略)。書官は續いて西側「jingji fujin・莊福晋」を封じる冊文を読み上げた。(後略)⁽⁷⁶⁾。

とある。このように福晋を冊封したことについては、すでに加藤直人(1987)が、「これが形式的な面において、清朝における中国的な「皇后」という存在のはじまりであろう」と述べている⁽⁷⁷⁾。だが、以上の語句によると「fujin・福晋」以外に「皇后」という語句が出てこない。『満文老檔』(東洋文庫訳注)では「han i fujin」を「皇帝の皇后」と訳し、そのほか「妃」も「fujin」の漢訳とされていた。ちなみに、ホンタイジが太祖であるヌルハチや母親を祀る祭文は、ハンである父に対して母親を「hūwangheo eniye 皇后母」或いは「fujin eniye 福晋母」と称していた⁽⁷⁸⁾。『満文原檔』を見る限りでは、封じられた五人の福晋は決して「皇后」の形で出てこない。したがって、冊封したのは福晋たちに新しい呼び方を定めたに過ぎず、「han i fujin」はあえて「ハンの福晋」と訳すべきだろうと考えられる⁽⁷⁹⁾。一方、『御製五体清文鑑』によると、hūwangheo・fujin・fei に対応する漢語はそれぞれ皇后・福晋・妃である。いずれも漢語からの音訳語であることも確かめられるが、やはり語句ごとに区別していると言えるだろう。典礼が行われた過程を見ると、あらかじめハンの各福晋が冊封に用意した冊書と印が卓の上に置かれ、札官に導かれて各福晋の家に向かう。そして、書官が冊書に書いたマンジュ文・モンゴル文・漢文を読み上げた後に、印を含めてこれらを女官に授けた。次いで女官を通して福晋に授けた後に、今度は福晋が女官に渡して卓の上に置くことで典礼を終えた。最後にハンに典礼の終了報告すれば、冊封が終わることになった。



【図 10】

このような極めて複雑なスタイルで五人の福晋に次々と典礼を行い、福晋のボムブタイ（本布泰⁽⁸⁰⁾）もこのとき同じ典礼で西側の「jingji fujin・莊福晋」と冊封された⁽⁸¹⁾。ここでは三言語で宣読することがポイントである。こうした宣読によるマンジュ・モンゴル・漢の三体合璧文である莊妃の冊文は、現在、中国第一歴史檔案館に所蔵されているが、それぞれマンジュ文・モンゴル文・漢文で書かれた年月日に捺されているのも漢文篆書体の「制誥之寶」である⁽⁸²⁾。また、同様に崇徳六年（1641）⁽⁸³⁾と崇徳七年（1642）⁽⁸⁴⁾の勅諭にもこれは使われ

ていた。こうした冊文に現れている特徴は、いずれも本文は赤字で、もちろん印璽も朱印であるが、印璽の上に年月日だけ黒墨で重ねて書かれるのが、この時代の冊文の通例である。

ところが、順治四年（1647）十月十八日に、同じ呉三桂配下の遊撃の宋友功と左有進をとともに三等阿達哈哈番に昇格させた誥命には、それぞれ満漢合璧の論旨の二ヶ所に漢文の「制誥之寶」と、漢文の論旨に満漢合璧の「hesewasimbureboobai・制誥之寶」一つだけが捺された【図 10】⁽⁸⁵⁾。崇徳年間に全く現れていなかった満漢合璧の印璽が現れてきたのである。一方、『満文内国史院檔』崇徳八年（1643）には、「制誥之寶」に関連する極めてあいまいな記事が記される。一つ例をあげると、

十二月二十二日、理事官トンタイ、シデク、主事フェイチ、筆帖式アンカイ、官を昇進する舊勅書十二、新しい緑頭板十、すべて二十二通の勅書（ejehe）を届けて来て、当日に書を書いて印を捺して、漢の啓心郎董天机、理事官トンタイ、ニマンに交付した。これに「hesewasimbureboobai」二十二個を捺した⁽⁸⁶⁾。

とある。二十二通の勅書（ejehe）に捺されたのは「hesewasimbureboobai」であり、訳すればもちろん「制誥之寶」である。天聰九年（1635）八月に「伝国の璽」としたのは漢字音の「jy g'ao sboo・制誥之寶」と当時の漢字音のままに記されているが、ここに捺された「hesewasimbureboobai」は漢文だけのものなのか、あるいは満漢合璧の印璽なのか明らかではない。しかし、今日伝わる崇徳年間の文書を見る限りでは、いまだに漢字とマンジュ文字の両方を刻んだ満漢合璧の印璽を捺された文書がなく、しかも上述した崇徳七年（1642）までの詔書に漢文のみの「制誥之寶」が使われていたことからすれば、満漢合璧の印璽は順治初年から使い始められたとも考えられる⁽⁸⁷⁾。

ところで、このことは明を攻めるために武力より文力で軍人を動揺させるという極めて重要な選択をしたことを意味するわけである。そして、その目的に合わせて主導的な役割を発揮したのがやはり「印」である。政権交代に伴う文書政策の転換期を迎えつつあることはより重要なポイントになる。その根拠は次の「大清國皇帝致書明諸帥」である。

順治元年正月二十七日寫與西據明地諸帥書一封、書口上下寫謹封、用〔皇帝之寶〕二顆、内年月用〔皇帝之寶〕一顆、袋正面寫諸帥書。(後略)⁽⁸⁸⁾。

とあるように、西方にある明の諸將軍に出された詔勅に〔皇帝之寶〕が使われ、ついに〔皇帝之寶〕が出てきた。しかもこれは三ヶ所に捺されていた。前引の「金國外藩各蒙古貝勒の書」【図8】対朝鮮の文書には四ヶ所に印が捺されていた（封筒の正面に二つ、裏に一つ、中の年月日に一つ）⁽⁸⁹⁾のに対して、明諸帥への文書は、封筒の上下に〔皇帝之寶〕を二つ、中の年月日に一つを捺した詔勅であった。明の奏本と啓本の場合には、官印が文書の正面と年月日に捺するのが基本である⁽⁹⁰⁾。文書の三ヶ所に「印」を捺す慣例は、すでに崇徳八年（1643）の事例からもうかがうことができる。

④ gūsin de ning yuwan de unggire bithe de. [han i boobai] ilan gidaha:

三十日、寧遠に送る書に〔ハンの寶〕を三つ捺した。

⑤ ineku tere inenggi dianci lama de unggire bithe de. [han i boobai] emken gidaha:

その日、デンチ・ラマに送る書に〔ハンの寶〕を一つ捺した⁽⁹¹⁾。

とある。④と⑤とも具体的な文書の内容については不明であるが、[han i boobai] が捺されたことを確かめることができる。訳せば〔皇帝之寶〕という意味の印璽であり、それを三ヶ所に捺したのではないかと考えられる。それはマンジュ文字の篆書体で刻まれた印璽であろう【表2】。ただ、実際にこの印璽が使われた事例をいまだに確認できていないが、【表2】には満漢合璧の〔皇帝之寶〕も取り上げられており、満漢合璧の印璽は順治年間から使い始められているのである。なお、『交泰殿寶譜』によると、マンジュ文字の[han i boobai]は詔敕に用い、満漢合璧の〔皇帝之寶〕は詔勅や冊封等の儀式に用いるというように、各々の使い分けははっきりとしている。たしかに順治七年（1650）十二月二十日の「皇父攝政王多爾袞喪儀合依帝礼詔」には、満漢合璧の〔皇帝之寶〕が使われていた【図11】⁽⁹²⁾。



【図11】

一方、崇徳八年（1643）に太宗のホンタイジが没すると、ドルゴンは幼少の順治帝を擁立し、鄭親王のジルガラン⁽⁹³⁾とともに輔政王として攝政に就任した。そして、明攻略事業の主役であった攝政王ドルゴンは、しばしば降伏を勧める詔勅を出したが、その文書にはなんとホンタイジが、和碩睿親王ドルゴンに「奉命大將軍」と称号を授け与えた[hese be aliha amba coohai ejen]という勅印が使われていた⁽⁹⁴⁾。本来なら詔勅には〔制誥之寶〕や〔皇帝之寶〕を捺すべきであるが、それにふさわしくない「官印」を用いたことには違和感があろう。しかも、攝政王ドルゴンは次に列挙するように、意識的に印を使い分けていることがわかる。

㉔ 勅諭都督府都督僉事孔希貴、茲以定鼎燕京、薊鎮爲畿輔要區、建威銷萌亟需彈壓、特命爾充總兵官、鎮守薊州等處地方。(中略)。順治元年九月十一日。※印 [hese be aliha amba coohai ejen]⁽⁹⁵⁾。

㉕ 皇帝勅諭衍聖公孔興燮。(中略)。順治六年十二月十一日。※印 [制誥之寶]⁽⁹⁶⁾。

㉖ 大清國／攝政王令旨諭都司徐標・沈高簡等。(中略)。順治元年八月十八日。※印 [hese be aliha amba coohai ejen]⁽⁹⁷⁾ 【図 12】。

㉗ 攝政王令旨諭諸王及大臣知悉。(中略)。順治元年五月 日。※印 [なし]⁽⁹⁸⁾。

以上、例の㉔は、明の総兵官である孔希貴を薊鎮の総兵官に任命した勅諭であり、勅諭といっても年月日に捺されたのは印璽ではなく、官印の [hese be aliha amba coohai ejen] であり、同様に㉖の「大清國攝政王令旨」にも使われていた。一方、㉕は衍聖公に下した勅諭であり、衍聖公とは山東省の曲阜にあって歴代王朝から尊崇を受けていた孔子直系の子孫のことで、いわば中華の精神文化の伝統を象徴する身分である。これに対して用いるのは、清廷が自ら刻した印璽ではなく、天の命の象徴として有徳の王者のもとに帰した「伝国の璽」こそふさわしいと考えたわけ

である⁽⁹⁹⁾。つまり、衍聖公に下した勅諭には上述した漢文のみの [制誥之寶] が使われたことがわかる。

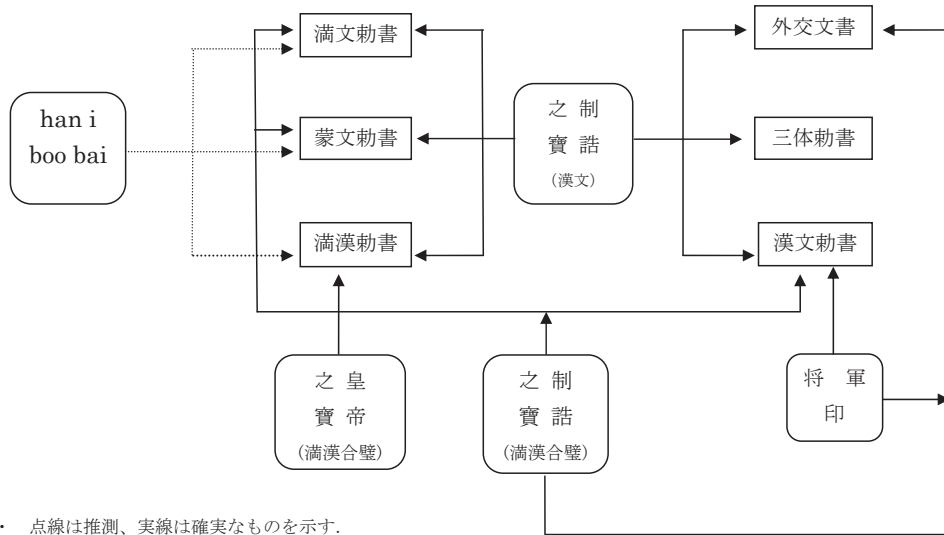


【図 12】

一方、㉗は、対内の諸王や大臣等に出した「勅諭」であるが、奇妙なのは年月日は書かれているのに、印を用いていないことである。かつて今西春秋 (1936) は、「勅諭として全全体を成さぬことである。漢文の終わりに、又満文の終わりに、全く日付の記入が無い。日付の下部に押捺さるべき最も重要な印璽が無い。謂わば正式の勅諭として発令されたものではない」と述べている⁽¹⁰⁰⁾。これは順治六年 (1649) 正月八日に『太宗実録』の編修のために、内三院の大學士であるガリン (剛林) や甯完我等に下した攝政王の「勅諭」である⁽¹⁰¹⁾。確かに、そ

の後の甯完我⁽¹⁰²⁾や洪承疇⁽¹⁰³⁾に下した「勅諭」も公刊されたものを見る限りでは、今西春秋 (1936) が指摘したように、満漢合璧の形で日付と印璽が、いずれも用いられていないことは明らかである。当時は公表された史料に限りがあるから、正式の勅諭ではないと考えたのは当然なことだろう。

ところが、㉗の場合は、「攝政王」は「天」より一文字を下げているのに対し、実録編修の勅諭の冒頭の「皇父⁽¹⁰⁴⁾」は、太宗と同じく二文字を抬頭し、また先述した順治七年 (1650) 十二月二十日の「皇父攝政王多爾袞喪儀合依帝礼詔」は、「皇父」を「天」と「太宗」とともに二文字抬頭する一方で、「皇帝」の方はかえって下げられている。「皇父」を加えるだけで勅諭に変化が表れていることがわかる。そもそも対外的には攝政王の勅諭であれば、ドルゴンは自らの將軍官印を捺していたにもかかわらず、「皇父」になると日付から印まで存在せず、正式の勅諭では



- ・ 点線は推測、実線は確実なものを示す。
- ・ 將軍印は hese be aliha amba coohai ejen である。
- ・ 三体は滿蒙漢合璧の勅書である。

【図表 2】 印と文書の関係図

ないように思わせた理由は何なのだろうか。ここに、時間と空間をこえた歴史考察の難しさがある。

こうしてみると、すでに片岡一忠（2008）は、「攝政王令旨には北京入城以前から押印がない」と指摘していたが⁽¹⁰⁵⁾、しかし、㊦のように將軍の官印が捺されたとすると、必ずしもそうとも言えないことがわかる。とりわけ、冒頭に「勅諭」と「大清国攝政王令旨」とある場合には、將軍の官印を使用しており、それは、フリン（福臨）は幼少で即位したため叔父のドルゴンが攝政王、ジルガランが輔政王となり、しかも、明攻略事業と北京遷都など初期草創期において、ドルゴンが国政の最高権力者として存分に活躍し⁽¹⁰⁶⁾、入関前後の多難な政局の運営に当たって、そのとき最高の権力の所在を示すのがほかでもないこの官印なのである⁽¹⁰⁷⁾。例の㊦と㊦とはそうした状況の証左ともいえる事例だろう。

3 天地山川鬼神を祀る boobai の登場

皇帝とは、天地山川鬼神の祭祀を行う大権を有する者である。この天地山川鬼神の祭祀で皇帝は、天地と自己との関係においては、「天子」という立場に立つことになった。一方、百官・万民にとって皇帝とは、「煌煌たる上帝」にひとしい絶対者であった。このように彼らに対して皇帝は「天子」としてではなく、天地にひとしい絶対者「煌々たる上帝」として君臨していたのである⁽¹⁰⁸⁾。天地を祀るには「奉天之寶」を用い、「天子之寶」は山川・鬼神を祭祀するときを用いる⁽¹⁰⁹⁾。このような天地鬼神を祀る中国式のしきたりをマンジュ人も取り入れていることがうかがえる。例えば、『滿文内国史院檔』には、

十二日、崇徳八年癸未十一月初一辛卯、十二壬寅日、ダイチン・ゲルンの大臣が代わりに務めタジャン等が謹んで潔齋して、恐れながら上天ハンの位前に跪いて奏言する、本日は冬至になって、陽氣が回復する日という。慣例に照らして祭祀のために供物を準備して謹んで祀る。これに「[abka de jafara boobai] 奉天之寶を一つ捺した⁽¹¹⁰⁾」。

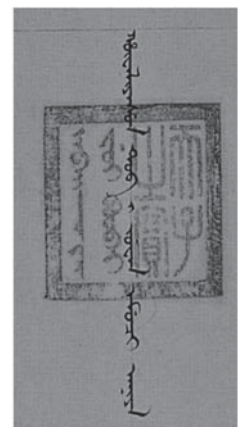
とある。天地のまつりは周代に始まり、夏至と冬至の日に行われた⁽¹¹¹⁾。冬至の日に天を祭ることが最も重要な儀式である。太宗のホンタイジは、在位 17 年目の崇徳八年（1643）八月九日に五十二歳で亡くなった。九月二十一日に昭陵に埋葬され⁽¹¹²⁾、そして、冬至の日になると旧来の伝統に照らして、大臣のタジャンを派遣し祀ることにしていた。その祭文に「[abka de jafara boobai] という印璽が使用された。そもそも天地を祀るのに「奉天之寶」だけを用いることは、『大明会典』『尚寶司』の職掌に詳細に記載されており、この「奉天之寶」を「皇帝奉天之寶」というのである⁽¹¹³⁾。確かに明の場合は「皇帝奉天之寶」を用いて天地を祀っていた⁽¹¹⁴⁾。『交泰殿寶譜』には、満漢合璧の「han i abka de jafara boobai・皇帝奉天之寶」が収録されているが、これは玉で作られたものと見られる。漢文は篆書体であるのに対して、マンジュ文は篆書体ではなく楷書体を用い、おそらく順治年間に刻した boobai だと考えられる⁽¹¹⁵⁾。しかし、入関前に使われたのはマンジュ文のみの「[abka de jafara boobai] であった。材質は金製で、明とちがって「皇帝」名を帯びる印璽ではなかった【表 2】⁽¹¹⁶⁾。また、祖先を祀るには「天子之寶」を用いることになっていた。

その日、崇徳八年癸未十二月二十八日、祖上の太祖承天廣運肇紀立極神功孝睿武皇帝、太皇太后孝慈昭憲敬順章福聖皇后神位の前、孝行な孫フリンは跪いて奏言する、今舊年が終わり、次いで新年が到来した。大禮の時にあわせて祀るために供物を準備して、アバイ等を代わりに遣わして、謹んで祀る。そこで福陵に一通の書がある。アサンを代わりに遣わした。これに「[abkai jui boobai] 天子之寶を三つ捺した⁽¹¹⁷⁾」。

とある。盛京で帝位を嗣いだ順治帝のフリンは、太祖や太后を祀る祭文に「天子之寶」を使用したし、太廟などを祀る場合にも「天子之寶」が使用された。例えば、『順治朝満文国史檔』には、

十四日、諭旨、祖先の位、太廟、福陵、この三箇所を祭る三通書に「[abkai jui boobai] 天子之寶を三つ捺した⁽¹¹⁸⁾」。

とある。もちろん「[abkai jui boobai] はマンジュ文字のみの印璽であるが、用いた書体については、上述六部の官印の篆書体とみごとに合致するから、同じ時期に造られたこともわかる【表 2】。ちなみにそれ



【図 13】

それ雍正九年（1731）及び雍正十一年（1733）、g'ldan cering（噶爾丹策凌）を征伐する際、神を祭る祭文に捺されたのは満漢合璧の「abka i jui boobai・天子之寶」であり【図 13】⁽¹¹⁹⁾、書体はやはり満漢合璧の「han i abka de jafara boobai・皇帝奉天之寶」と同じだから、同じ時期に刻されたものと考えられる。こうした祭祀は皇帝大権に属する神聖な儀式とされていたのである。

おわりに

ヌルハチは同じジュシェン人が建てた金国にならって新しいグルンを樹立し、ハンと皇帝を兼ねて明や朝鮮に自立を宣言し、そのときの外交文書には自らのマンジュ文字の印璽を用いてこのことをアピールしていた。後にこの印璽が両国において講和をめぐる争いの焦点になったことが明らかとなった。

また、モンゴルのリンダン・カアンが病死すると、妻と遺児はアイシン・グルンに投降し、そのときに差し出したのが伝国の璽といわれる漢文のみで刻された「制誥之寶」である。それに伴いグルン号のアイシンをダイチンと改め、新政権においてこの伝国の璽は唯一の印璽としてしばらくの間、外交等を含むさまざまな詔書を下すたびに使用されたのである。また、つとに印璽と官印とに関わらず使われた「doron」という用語は、官印のみに用い、印璽に「boobai」という新しい用語が使われるようになったのである。さらに、従来のマンジュ文字のみの各印は、満漢合璧の形への切り替えに向けて時代は進み、文化面において多言語の時代が到来することになったといえるのだろう。

【表 1】（高さ×直径×厚さ、単位は cm）

史 料 \ 牌 種	皇帝之寶 （滿蒙漢合璧）	secen qayan-u jarlay （モンゴル文）	寛溫仁聖皇帝信牌 （滿蒙漢合璧）	合計
寸法	29.3 × 22.1 × 1.70	31.5 × 21.4 × 2.70	30.8 × 21.8 × 2.20	
翔鳳閣恭貯器物等項清冊*	399	39	99	537
西七間樓恭貯書籍墨刻器物等項清冊*	399	39	99	537
宮殿樓閣缺失陳設器物清冊*	－ 120	－ 19	－ 35	－ 164 + 363
西七間樓恭貯書籍墨刻器物等項清冊*	279	20	64	363
西七間樓恭貯書籍墨刻器物清冊*	279	20	64	363
盛京故宮全部物品清冊（1983）*				601
李鳳民・陸海英のデーター	536	28	93	657
李理のデーター	530	30	100	660

【※】は李鳳民・陸海英（1994）により

【表2】(紐の高さを高で示す、単位は寸)

漢文	マンジュ語	書體	材質	寸法(邊×厚×高)	紐式	印
大清 受命 之寶	abkai hesei aliha daicing gurun i boobai	滿漢篆文	碧玉	4.8 × 1.9 × 2.4	麒麟紐	
皇帝 之寶	han i boobai	滿漢篆文	青玉	4.8 × 1.9 × 2.7	交龍紐	○
皇帝 之寶	han i boobai	滿漢篆文	碧玉	5.0 × 1.8 × 3.0	盤龍紐	
皇帝 之寶	han i boo bai	滿篆文	梅檀 香木	3.8 × 0.6 × 0.5	素紐	
奉天 之寶	abka de jafara boobai	滿篆文	金	3.7 × 0.9 × 2.0	交龍紐	
天子 之寶	abka i jui boo bai	滿篆文	金	3.7 × 0.9 × 2.0	交龍紐	
奉天 法祖 親賢 愛民	abka be ginggulere mafari be alhūdara saisa de hajilara irgen be gosire	滿漢篆文	碧玉	4.9 × 1.5 × 2.0	交龍紐	
制誥 之寶		漢篆文	青玉	4.7 × 2.0 × 2.2	交龍紐	

[注]: 「○」は未確認を示す。表2の作成は『故宮週刊』2 - 18、『故宮信片』、『盛京宝譜』、黄錫惠 (1998) 等を参照。

参考文献（五十音順）

【論著】

- 石橋崇雄（1994）「清初皇帝権の形成過程：特に『丙子四年四月〈祕録〉登ハン大位檔』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として」『東洋史研究』53.1
- （1999）「清初入關前の無圈點滿洲文檔案『先ゲンギエン＝ハン賢行典例』をめぐる：清朝史を再構築するための基礎研究の一環として」『東洋史研究』58.3
- （2000）『大清帝國』講談社
- 井上京子（1987）「唐衣服令皇帝祭服條にかかわる長孫無忌の上奏について」『東洋法史の探究島田正郎博士頌壽記念論集』汲古書院
- 今西春秋（1936）「清太宗實錄の初修開始年次と攝政王勅諭」『東洋史研究』2.1
- （1959）「滿文老檔付注譯解」『東方紀要』1
- 岩井茂樹（2003）「大清帝國と傳國の璽」『アジア遊學』56
- 王鐘翰（1990）『清史新考』遼寧大學出版社
- 片岡一忠（2008）『中國官印制度研究』東方書店
- 加藤直人（1987）「檔案資料よりみた清代の立后——「嘉慶元年冊封皇后貴妃妃女嬪檔」の分析をとおして」『東洋法史の探究島田正郎博士頌壽記念論集』汲古書院
- 神田信夫（1962）「袁崇煥の書簡について」『駿臺史學』12
- （2005）『清朝史論考』山川出版社
- 黃錫惠（1998）「滿文小篆研究」（上）『滿語研究』2
- 岸本美緒（1998）『明清と李朝の時代』（世界の歴史12）中央公論社
- 金啓琮（1984）『女眞文辭典』文物出版社
- 金光平・金啓琮（1980）『女眞語言文字研究』文物出版社
- 伍躍（2000）「官印與文書行政」『98 國際徽州學學術討論會論集』安徽大學出版社
- 蔡美彪（1987）「大清國建號前後の國名族名與紀年」『歷史研究』3
- 櫻井俊郎（1997）「『本學指南』の歴史的 성격—明代行政文書ハンドブッカー—」『人文學論集』大坂府立大學人文學會
- 島田正郎（1986）『明末清初モンゴル法の研究』創文社
- 照那斯圖（1997）「蒙元時期宮廷文書の印章文字」『民族語文』3
- 杉山清彦（1998）「清初正藍旗考—姻戚關係よりみた旗王権力の基礎構造—」『史學雜誌』、
- 杉山正明（1997）『大モンゴルの時代』（世界の歴史9）中央公論社
- （2004）『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會
- 杜家驥（2013）『清朝滿蒙聯姻研究』（上）
- 道爾吉・和希格（1983）『女眞譯語研究』內蒙古大學學報增刊
- 中村榮孝（1930）「滿鮮關係の新史料——清太宗朝鮮征伐に關する古文書」『青丘學叢』1
- （1968）「清太宗の南漢山詔諭に見える日本關係の條件——17世紀における東アジア國際秩序の變革と日本」『朝鮮學報』47
- （1969）『日鮮關係史の研究』（下）吉川弘文館
- 西嶋定生（2002）『東アジア史論集』第1卷、岩波書店
- 服部四郎（1987）「蒙古語 qavan『皇帝』と動詞語幹 qava -『閉める』との關係」『東方學會創立四十周年記念東方學論集』東方學會
- 伯希和（1994）『蒙古與教廷』（馮承鈞譯）中華書局

- 馮明珠 (2005) 「細説院藏「詔書」」『故宮文物月刊』262
- 方齡貴 (1991) 『元明劇曲中的蒙古語』漢語大詞典出版社
- 松村潤 (2008) 『明清史論考』山川出版社
- 三田村泰助 (1935) 「天命建元の年次に就いて——太祖滿文老檔の一考察」『東洋史研究』1.2
- 宮島博史 (1998) 『明清と朝鮮の時代』(世界の歴史12) 中央公論社
- 宮紀子 (2006) 『モンゴル時代の出版文化』名古屋大學出版會
- 茂木敏夫 (2013) 「傳統的秩序をどう踏まえるか——東アジア新秩序の構想をめぐって」『國際問題』623
- 李學智 (1973) 「篆寫滿文」『明清檔案存真選輯』二集
- 李德啓 (1931) 「滿洲文字之來源及其演變」『國立北京圖書館館刊』第五卷第六號、
- 李鳳民・陸海英 (1994) 「清天聰・崇德時期之信牌・印牌」『故宮文物月刊』138
- 李理 (2008) 「論後金至清初時期印信牌之發軔」『故宮博物院院刊』5
- W.Fuchs (1925) *Fan Wen-ch'eng 范文程, 1597-1666, und Sein Diplom 諒命* 『史學研究』
- (1936) *Beiträge zur mandjurischen Bibliographie und Literatur*. Tokyo: Deutsche Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens

【滿文・滿蒙漢合璧・蒙文】

- 『清代文書檔案圖鑑』(中國第一歷史檔案館編著)、嶽麓書社、2004 年
- 『清內祕書院蒙古文檔案彙編』第一輯、內蒙古人民出版社、2003 年
- 『順治朝滿文國史檔』(マイクロフィルム)、中國第一歷史檔案館藏
- 『文獻叢編』14、故宮博物院、1932 年
- 『文獻特刊』(國立北平故宮博物院十週年記念) 1935 年
- 『滿文原檔』(全10冊)、臺北國立故宮博物院影印出版、2005 年
- 『滿文內國史院檔』(マイクロフィルム)、中國第一歷史檔案館藏
- 「明清史料」臺北中央研究院歷史語言研究所藏
- 『明清檔案存真選輯』初集・三集、臺北中央研究院歷史語言研究所 1959 年、1975 年

【漢文・日本語】

- 『舊滿洲檔・天聰九年』1-2 冊、東洋文庫清代史研究室、1972 年、1975 年
- 『故宮週刊』國立北平故宮博物院、1929 年
- 『故宮信片第五集・清代寶璽』故宮博物院印行、1932 年
- 『交泰殿寶譜』北京故宮博物院文獻館、1929 年
- 『國朝典彙』明天啓刊本
- 『女直館譯語』(阿波國文庫)、京都大學文學研究科圖書館藏
- 『清史稿』全48冊、中華書局、1976 年
- 『清史圖典』第一冊、第二冊、紫禁城出版社、2002 年
- 『清入關前與朝鮮往來國書彙編・1619—1643』張存武・葉泉宏編、國史館印行、2000 年
- 『盛京典制備考』(光緒二十五年)
- 『制度通』1 伊藤東涯著、礪波護・森華校訂、平凡社、2006 年
- 『奏疏稿』內藤湖南用瀋陽崇謨閣舊檔景照、京都大學人文科學研究所藏、1905 年
- 『大清世祖實錄』新文豐出版公司、1978 年
- 『大清太宗實錄』(順治初纂版)(マイクロフィルム)、臺北國立故宮博物館藏
- 『大明會典』王雲五編、國學基本叢書四百種、臺灣商務印書館、1968 年

- 『中國第一歷史檔案館藏內國史院滿文檔案譯注・崇德二・三年分』、河内良弘譯注、松香堂書店、2010 年
- 『內國史院檔・天聰五年』1、東洋文庫清代史研究室、2011 年
- 『內國史院檔・天聰七年』東洋文庫清代史研究室、2003 年
- 『本學指南・奏摺款式』蟬隱廬印行
- 『滿文老檔』太祖 1 - 3、東洋文庫滿文老檔研究會譯注、1955 年、1956 年、1958 年
- 『滿文老檔』太宗 1 - 4、東洋文庫滿文老檔研究會譯注、1959 年、1961—1963 年
- 『明史』中華書局、1974 年
- 『明清檔案』（張偉仁編）第一冊、臺北中央研究院歷史語言研究所 1986 年
- 『明清檔案卷・清代』中國國家博物館館藏文物研究叢書、上海古籍出版社、2006 年
- 『明清檔案存真選輯』初集・三集、臺北中央研究院歷史語言研究所、1959 年、1975 年
- 『李朝實錄』（全 56 冊）、學習院大學東洋文化研究所景印、1953 - 1967 年

注

- (1) 石橋崇雄 (2000)、99 - 100 頁。
- (2) 松村潤 (1969) また、同氏 (2008) 75 頁にも収録。「朝鮮王に對する書においては〔後金天命皇帝〕の印を使用しながら、文中においては「後金國汗」と自稱するような混亂が見られたのである」と述べている。
- (3) 李學智 (1973)、42 頁には、「這裏所說的篆文番字印之後金天命皇帝印、事實上或由于當時朝鮮的通事原系蒙〔古〕學通事、因此其所解釋的後金天命皇帝七個字似乎頗有問題。由於近數年來在本所內閣大庫殘檔中曾得見清太祖、太宗時的舊檔上、尚存有此壹早期的滿文印璽、其滿文是 *abkai fulingga aisin gurun han i doron* 七字、而其字義應為天命金國汗之印、並不是後金天命皇帝七個字之篆文番字印也。而此一老滿文印、或許是清人最早的壹顆印璽」との指摘がある。
- (4) 片岡一忠 (2008)、261 頁は、「『*aisin gurun i han i doron*』・『*abkai fulingga aisin gurun han i doron*』は、ともに印文中に國名を含むことから、外に向けて自己の政權を誇示する印であったと言える」と主張している。
- (5) 神田信夫 (1962)、113 頁、また、同氏 (2005) にも収録。
- (6) 『滿文原檔』第八冊、成字檔、天聰三年正月十三日、3 - 5 頁（『滿文老檔』IV 太宗 1、213 - 215 頁）。
- (7) 『明清檔案存真選輯』初集、85 頁。
- (8) 『清史圖典』第一冊、太祖・太宗、99 頁。
- (9) 神田信夫 (1962)、115 頁、また、同氏 (2005) にも収録。
- (10) 神田信夫 (1962)、117 頁、「欽命行邊督師兵部尚書袁書復汗帳下、書來言歎、蓋不忍兩家赤子罹鋒鏑也。汗之美意、天地鑑臨。但歎自有歎之道理、此非一言可定。我皇上嗣寶承天、仁明剛毅、干邊事尤嚴、非十分的確、不敢上聞。汗若果欲罷兵惜人、則思其可歎之理。在邊之將吏、體面獲存。汗家疇昔之恭順靡失、不佞遂不難為之請也。邊事邊臣為之、無煩宰執、印固彰信、但未經封降、不宜冒承、中國之功令如此、汗毋訝焉。此復。」。また、同氏 (2005) にも収録。王鐘翰 (1990)、128 - 129 頁參照。
- (11) 『滿文原檔』第八冊、成字檔、天聰三年閏四月二日、6 - 7 頁（『滿文老檔』IV 太宗 1、217 - 218 頁）、「天聰三年閏四月二日、我が遣わした鄭伸・任得良共に杜明忠が持ってきた書の言、「ハンの旨で邊境督師兵部尚書袁の書、ハンの家元に送った。來書に講和しようという話があるのは、恐らく兩家の赤子が刃を蒙るのに忍びなくなったからであろう。ハンの善意は天地が知っているだろう。ただ講和にはその道がある。それは一言で定まることではない。我等のハンは位を繼いで以來、明哲果斷で邊事に厳しいので、十分に明白にしなければ上聞することが出来ない。ハンが誠に戦をやめようとして人

を愛惜すれば、講和の出来る道を考えよ。邊官の顔も立つ。ハンの本來の善意も捨てさせずに、我は難なく上奏した。邊事は邊臣が相談するのであって内臣を必要としない。印というものが證據となるのは確かであるが、但し冊封して下したものでなければ妄りに用いることができない。中國の例法はこのようである。ハンはこれを怪むな。」

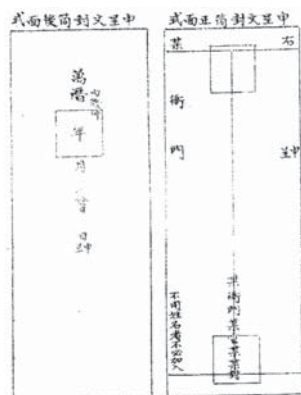
- (12) 『滿文原檔』第八冊、成字檔、天聰三年閏四月、8 - 9 頁（『滿文老檔』Ⅳ太宗 1、218 - 220 頁）。
- (13) 『宣祖實錄』卷七十一、二十九年一月丁酉、「馬臣未及、對歪乃曰、設鎮之事、且悉於回帖中、你其歸告僉使立等回話、遂與臣出城。童忽哈邀臣於其家、設酌以餞、酒至數巡、臣托以日晚而罷、忽哈拜別臣於城外。一、觀回帖中印迹、篆之以建州左衛之印。」；また、『宣祖實錄』卷百二十七、三十三年七月戊午、「兵使李守一、久在南邊、故老酋根脚、不能詳知、因其文書、有此云云矣。此胡仰順天朝、受職爲龍虎將軍、本姓佟、其印信、則乃是建州左衛之印云云。此胡前日、因事送一文書于平安道邊上、其文字字畫、大概與此書相同。」
- (14) 『光海君日記』卷百三十九、「己未四月十九日壬申、傳曰、奏文中後金汗寶、以後金皇帝陳奏、未知何如。令備邊司因傳教詳察以奏。回啓曰、胡書中印跡、令解篆人申汝權及蒙學通事翻解、則篆樣番字、俱是後金天命皇資七箇字、故奏文中亦具此意矣。令承聖教更爲商量、則不必如是翻解、泛然以不可解見之意、刪改宜當。敢啓、傳曰允。」
- (15) 李學智（1973）、42 頁。
- (16) ウイグル式モンゴル文字印の研究については、伯希和（1994）、25 頁。また、照那斯圖（1997）、43 - 44 頁等を参照。
- (17) 杉山正明（2004）、450 頁。
- (18) 『滿文原檔』第一冊、昃字檔、天命四年七月、262 頁（『滿文老檔』Ⅰ太祖 1、161 頁）、「abkai fulinggai banjia genggiyen han hendume・天の福によって生まれた genggiyen han 言うには」。また、『滿文原檔』第四冊、黃字檔、天命十一年五月、349 頁（『滿文老檔』Ⅲ太祖 3、999 頁）、「abkai fulinggai fon be aliha han hendume・天の福を奉じて時運を受けたハンが言うには」。
- (19) 「天命丙寅年封佟延勅」（『文獻叢編』14、口繪）。また、天聰五年七月初八日の「繼母伯母孀母嫂媳婦同族內永遠禁止結婚勅諭」（中央研究院歷史語言研究所藏明清史料登錄番號 167430）にも年月日に重ねて「abkai fulinggai aisin gurun han i doron」を捺されている。
- (20) 『滿文內國史院檔』天聰五年正月初八日。また、『內國史院檔・天聰五年』Ⅰ、8 頁参照。
- (21) 島田正郎（1986）、474 頁。
- (22) この「バイ」をあやまってヌルハチ時代のものであるという説も少なくない。例えば、蔡美彪（1987）、133-139 頁では、「瀋陽故宮藏有清太祖時的信牌、也鈐有此印。惟因鈐于木質牌面、印文不易細辨。以舊檔之印與其互證、可知是同一印璽」と解釋されている。
- (23) 李理（2008）、61 頁。
- (24) 杉山正明（1997）、97 頁、また、杉山正明（2004）、38 頁。宮紀子（2006）、248 頁。
- (25) 『滿文原檔』第五冊、宿字檔、無年月日、363 - 446 頁（『滿文老檔』Ⅲ太祖 3、1131 - 1160 頁）。
- (26) 『滿文原檔』第三冊、列字檔、天命八年正月、162 頁（『滿文老檔』Ⅱ太祖 2、621 頁）、「同じその日、fusi efu, si uli efu が南の海に沿って住んでいる世帯を移しに行くときに、バイに貼り付けて持って行った書の言。（後略）。」
- (27) 『滿文原檔』第二冊、張字檔、天命七年正月二十二日～二十四日、384 - 385 頁（『滿文老檔』Ⅱ太祖 2、492 - 495 頁）、「二十二日に敵兵を破った禮で八旗の八牛を殺して tu を祭った。その tu を祭る處に傳家莊の備官の中軍が投降してきたので、印一つ・銀一兩を賞して行かせた。（中略）。二十四日、白土廠の劉參將が投降して來たので、旗一本を與えて行かせた。また、石河の守堡、彼の村をモンゴル人が襲うと報告に來たので、印一つを與えて行かせた。」

- (28) 「中央研究院歴史語言研究所藏明清史料」登録番號 163607、【原文轉寫】、「han hendume dergici wesimbure ai ai gisumbe gemu bithe arabi doron gidabi wesimbu:takoraci/kiru ashabubi takora:bithe doron ako:kiru ako anggai gisun i ūme takorara:bithede doron ako:/anggai gisun i takorambihede:hulha holo ehe mūjilengge niyalma anagan bahabi balai urkilame gūrumbe suilabume/facokon ombi:doron gidaha bithe ako:kiru ako:anggai gisun i mimbe dergici takoraha sere niyalmabe/ūme dacilame fonjire uthai jafabi dele benju gajihede tere niyalmai beyebe huda salibubi gajiha/hudabe benjihe niyalmade buo. (後略). (印 **aisin gurun i han i doron** 12.5cm × 12.5cm). abkai fulingga han i sahaliyan ūlgiyan biyai.」
- (29) 杉山清彦 (1998)、23 - 24 頁。
- (30) 『滿文内國史院檔』天聰九年十二月五日、【原文轉寫】「jai amala manggūltai beilei booi tetun doolara de moo i araha **juwan ninggun pai/doron bahafi** tuwaci.**aisin gurun i han i doron** seme arahabi:tere doron be amba yamun de/gamafi.geren beise ambasa.irgen be gemu isabufi weilei yargiyan be hūlaha:」
- (31) W.Fuchs (1936) pp.108. ; また、『清史圖典』太祖・太宗、138 頁にも収録。
- (32) 『滿文原檔』第一冊、昃字檔、天命四年六月、258 頁 (『滿文老檔』I 太祖 1、158 頁) に、「西から馬に財貨を載せて家に持って行く際、もし「han i doron・ハンの印」をなしに馬に乗って家に行けば、ジャカ關門を守るエジェン捕まえよ。捕まえて審理して罪とせよ」と書を書いて下したという。「han i doron・ハンの印」について、李學智 (1973) は、「此時所用的印信、或就是老滿文印」とするが、これは誤解である。
- (33) 李理 (2008)、61 頁。
- (34) 『内國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』崇德三年三月二十六日、281 頁。
- (35) 岩井茂樹 (2003)、33 - 34 頁。また、『登ハン大位檔』によると、「ハン・エジェンは、天の時運に適い、民の願いに至り、徳を修めて、朝鮮國を降服させた。モンゴル國を一つに統合した。玉璽を得た。功名は天下に知れわたった。そのため、内外の衆ベイレら、大臣らは一堂に會し、ハンを稱揚して寛温仁聖皇帝 (gosin onco hūwaliyasun enduringge han)、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした」(石橋崇雄 (1994)、102 頁)。
- (36) 『清史圖典』第一冊、太祖・太宗、189 頁。
- (37) 茂木敏夫 (2013)、42 頁。
- (38) 『滿文原檔』第六冊、秋字檔、天聰三年十一月、355 - 359 頁 (『滿文老檔』IV 太宗 1、257 - 258 頁)。
- (39) 『明清檔案存眞選輯』初集、63 - 79 頁。
- (40) 石橋崇雄 (1999)、67 頁。
- (41) 『内國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』崇德二年正月三十日、87-88 頁。
- (42) 片岡一忠 (2008)、292 頁。
- (43) 『滿文原檔』第四冊、寒字檔、99 頁—149 頁、【原文】、「皇帝勅諭、張哈兒吉 (+ 去截) 孟古路、遇拽黑殺他回來了、因陞爲備御占丁夫六名。【原文轉寫】han hendume:janghalji monggoi jun de dosime genebi yehei niyalama waha seme/ilan ci jergi beiguwan i caliyen ninggun niyalma:」。【直譯】、ハンが言うには、ジャンハルジはモンゴル路に入って行って、イエへの人を殺したと、三等備御の俸祿六人。
- (44) 『清入關前與朝鮮往來國書彙編・1619—1643』、578 頁
- (45) 同上掲注、581 頁。
- (46) 「天聰七年元帥孔有德總兵耿仲明遣官乞降疏」『文獻特刊』國立北平故宮博物院十週年記念、1935 年。また、『滿文内國史院檔』にも収録される。
- (47) 『女直館譯語』(阿波國文庫) 人物門、女二十九。また、金光平・金啓琮 (1980)。道爾吉・和希格 (1983)、117 頁。金啓琮 (1984)、191 頁等参照。一方、モンゴル語の qavan については、服部四郎 (1987)、

955 - 972 頁。

- (48) 方齡貴 (1991)、57 - 65 頁参照。
- (49) 三田村泰助 (1935)、28 頁。
- (50) 岸本美緒 (1998)、302 頁。
- (51) 『滿文原檔』第六冊、秋字檔、天聰三年十二月十一日、374 - 380 頁 (『滿文老檔』Ⅳ太宗 1、269 - 271 頁)。「大明崇禎ハンは再び我々を侮って、天が我等に與えた地を返還、皇帝號やグルンの印の廢止とを要求したので、我は「天が與えた地を返還しない、皇帝をやめてハンという、別の印をやめて、汝は印を作ってこい」と言ったが、また聞き入れないので、我は恨んで征伐に來たのである。」
- (52) 『滿文原檔』第八冊、成字檔、天聰三年七月三日、12 - 14 頁 (『滿文老檔』Ⅳ太宗 1、222 - 223 頁)。「七月三日、我らの遣わした白ラマ・鄭秀才等が到着した。その使者は來ず、書を二通を送ってきた。書の言「ハンの旨を出して邊境督師兵部尚書袁の書を返報としてハンの帳下に致す。(中略)。中國もまた禮義をもって遇するだろう。またそのような印を冊封することは、すべて一言で済ませることではない。」
- (53) 松村潤 (2008)、185 頁。
- (54) 『滿文內國史院檔』天聰七年六月二十四日『內國史院檔・天聰七年』、90 - 91 頁)。
- (55) 「皇太極致蒙古詔書」「中央研究院歷史語言研究所藏明清史料」登錄番號 167554、崇德五年。また、この詔書は『清內祕書院蒙古文檔案彙編』第一輯、(278-279 頁)にも收録。
- (56) 『滿文原檔』第九冊、滿附三、天聰九年八月六日、316 頁 (『舊滿洲檔・天聰九年』2、235 - 236 頁)。
- (57) 『滿文原檔』第九冊、滿附三、天聰九年十月十五日、411 頁 (『舊滿洲檔・天聰九年』2、320 - 321 頁)。「朝鮮の使者禮部侍郎朴魯をハンの内院につれて來て叩頭し會わせて、モンゴルから得てもってきたチャハル ハンの寶の玉印を見せると、朴侍郎は驚嘆し「誠に天の福によって得た印であるぞ」と言った」とある。また、『仁祖實録』卷三十一、「戊午朴魯回自瀋陽言、汗擊破蒙古諸國、廣地千里、且得玉璽、以璽印紙、使示我國、其印文曰、制誥之文。」
- (58) 『滿文原檔』第九冊、滿附三、天聰九年八月二十六日、332 - 333 頁 (『舊滿洲檔・天聰九年』2、250 - 251 頁)。
- (59) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、天聰十年二月、25 - 29 頁 (『滿文老檔』Ⅵ太宗 3、906 - 910 頁)。
- (60) 宮島博史 (1998)、254 頁。
- (61) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、天聰十年二月二日、22 頁 (『滿文老檔』Ⅵ太宗 3、903 頁)。また、『仁祖實録』卷三十二、十四年二月辛卯、「胡差龍骨大、馬夫大等、率西ろ達大將四十七人、次將三十人、從胡九十八人出來。龍胡謂義州府尹曰、我國既獲大元、又得玉璽。西ろ達諸王子願上大號、欲與貴國議處、茲送差人、不可獨送、故俺亦偕來云。府尹李浚啓聞于朝。」
- (62) 『仁祖實録』卷三十二、「己亥金差龍骨大等入京、勾管所諸官入見金差。金差出汗書三張示之、一則春信問安、一則國恤致吊、一則致祭物目也。又有二封書、一則面題金國執政八大臣、一則面題金國外藩蒙古、而皆以奉書朝鮮國王書之。諸官問是誰書、答曰、八高山及蒙古諸王子書也。諸官曰、人臣無致書君上之規、隣國君臣、一體相敬、何敢抗禮通書乎 (後略)。」
- (63) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、天聰十年三月、86 - 92 頁 (『滿文老檔』Ⅵ太宗 3、966 - 971 頁)。
- (64) 中村榮孝 (1930)、148 頁、また、同氏 (1969)、612 頁にも收録。
- (65) 『明清檔案卷・清代』6 - 9 頁に收録。
- (66) 『仁祖實録』卷三十二、十四年二月辛丑、「龍胡之行、唯以春信、吊祭爲名、汗書亦無別語。其所謂慢書、乃八高山及蒙古王子書也。」
- (67) 『內國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』崇德二年正月三十日、84-93 頁。
- (68) 宮島博史 (1998)、255 頁。

- (69) 中村榮孝 (1930)、154 頁；同氏 (1969)、620 頁にも収録；また、(1968)、37-84 頁も参照。
- (70) 岩井茂樹 (2003)、33-43 頁。
- (71) 『制度通』1、208 頁。
- (72) 馮明珠 (2005)、36 頁。
- (73) 「清寛温仁聖皇帝詔、定和碩親王多羅郡王冬季於日出時上朝、夏季於卯時上朝。又賞賜衣食領受禮儀」[「中央研究院歴史語言研究所藏明清史料」登録番號 132198、崇徳元年四月二十三日。
- (74) 「寛温仁聖皇帝詔、元旦令節及皇帝誕辰、定和碩親王多羅郡王等行三跪九叩禮儀注」[「中央研究院歴史語言研究所藏明清史料」登録番號 163606、崇徳元年五月十四日。また、『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年五月十四日、185 - 188 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、1050 - 1053 頁) にも収録される。
- (75) 「制領親王・貝勒・貝子暨各福晉等冠帶珠飾等差規制詔書」[「中央研究院歴史語言研究所藏明清史料」登録番號 163604、崇徳元年五月十四日。また、『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年五月、192 - 195 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、1056 - 1058 頁) にも収録される。
- (76) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年七月十日、315 - 328 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、1163 - 1176 頁)。
- (77) 加藤直人 (1987)、46 頁。
- (78) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年六月一日、239 - 240 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、1095 - 1096 頁)。
- (79) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年五月、188 - 190 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、1053 頁)、「聖ハンの旨により、ハンの福晉・娘の公主・婿・和碩親王・多羅郡王・多羅貝イレ・グサベイセの妻・娘・婿の名前を定めた。ハンの清寧宮の中央の大福晉を國君の福晉、關雎宮の福晉を東大福晉、西の麟趾宮の福晉を西福晉、東の衍慶宮の福晉を東側福晉、西の永福宮の福晉を西側福晉という。(後略)。」
- (80) ボムブタイ (本布泰) については、『清史圖典』(第一冊 193 頁) また『滿文原檔』ともにボムブタイと書かれているが、『滿文老檔』にはボルジギト・ハラと書き直された。これについては、今西春秋(1959、「滿文老檔付注譯解」『東方紀要』1、210 頁) が、「北京本の乾隆付注に(勅諭により謄寫する時、原文に記した莊妃の名を取って、ただ姓を書いている)」と解釋している；また、『滿文老檔』VI 太宗 4 (1526 頁) 参照。
- (81) 杜家驥 (2013) (上)、25 頁、「皇太極稱帝後、還竝建五宮後妃、這五位後妃全部是蒙古貴族之女、其中又有三位出自科爾沁部、爲中宮皇后國君福晉、東宮宸妃大福晉、西宮莊妃側福晉。」
- (82) 『清史圖典』(太祖・太宗朝) 第一冊、193 頁。また、『清代文書檔案圖鑑』78-79 頁にも収録。
- (83) 『明清檔案存眞選輯』三集、59 頁。
- (84) 崇徳七年八月初六日に、コルチン・モンゴルのダジャンをエルケ (兒克) 郡王の妃に封じた滿蒙漢合璧の勅諭 (ハーバード大學燕京圖書館藏)。
- (85) 『明清檔案卷・清代』、18-21 頁。
- (86) 『滿文內國史院檔』崇徳八年十二月二十二日。
- (87) 『大清世祖實録』順治元年六月、「令内外各衙門印信、俱竝鑄滿漢字樣。」
- (88) 『明清檔案存眞選輯』初集、112 頁。また、『明清檔案』第一冊、順治元年正月二十六日、B1 頁にも収録。
- (89) 『本學指南』によると、各文書は「封筒式と封式」にしたがって、文書を封入する前に必ず各項目を確認し、封筒への印を捺すのが正式のスタイルである。また、わかるように封筒の表書き、裏書きなども圖示しており、例えば、



『本學指南』の研究については、櫻井俊郎（1997）、159 - 172 頁参照。

- (90) 伍躍（2000）、340 頁。
- (91) 『滿文內國史院檔』崇德八年分。
- (92) 『明清檔案卷・清代』、24 - 25 頁。
- (93) 『清史稿』卷一百六十一、「表一」「顯祖系」、「濟爾哈朗舒爾哈齊第六子。初封貝勒。崇德元年、以軍功晉鄭親王。順治元年、加封信義輔政叔王。五年、緣事降郡王。旋復親王爵。九年、加封叔鄭親王。十二年、薨。諡曰獻。乾隆四十三年、以佐命殊功、配享太廟。」
- (94) 『內國史院滿文檔案譯注崇德二・三年分』崇德三年九月初四日、599 - 603 頁。
- (95) 『清史圖典』（順治朝）第二冊、84 頁。
- (96) 『明清檔案存真選輯』初集、18 頁。
- (97) 同上掲注、9 頁。また、『明清檔案』第一冊、順治元年八月十八日、B241 頁にも收録。
- (98) 同上掲注、6 頁。また、『清史圖典』（順治朝）第二冊、95 頁にも收録。
- (99) 岩井茂樹（2003）、40 頁。
- (100) 今西春秋（1936）、62 頁。
- (101) 『順治朝滿文國史檔』順治六年正月八日、【原文轉寫】「taidzung ni yargiyan kooli arara jalin de.dorgi ilan yamun/ bithei da fan wen ceng baksi:garin baksi:kicungge.fung ciwan.hūng ceng/ sio.sung ciowan. ning wan oo se de buhe ejehe bithe gisun doro be aliha/ han i ama wang ni hese aliha bithei da se de wasimbuha:（後略）。【譯文】、太宗實録を書くために、内三院大學士范文程バクシ・ガリン バクシ・クチュンゲ・馮銓・洪承疇・宋權・寧完我等に賜った勅書の言、ハンの攝政父王が大學士等に下した。（後略）。」
- (102) 『清史圖典』（順治朝）第二冊、97 頁。また、『清代文書檔案圖鑑』、328 - 329 頁にも收録。
- (103) 『明清檔案存真選輯』初集、17 頁。
- (104) 王鐘翰（1990）、96 - 111 頁。
- (105) 片岡一忠（2008）269 頁。
- (106) 『清史稿』卷二百十八、「列傳五」睿忠親王多爾袞、「（前略）。鄭親王濟爾哈朗・巽親王滿達海・端重親王博洛・敬謹親王尼堪及內大臣等疏言、「昔太宗文皇帝龍馭上賓、諸王大臣共矢忠誠、翊戴皇上。方在沖年、令臣濟爾哈朗與睿親王多爾袞同輔政。逮後多爾袞獨擅威權、不令濟爾哈朗預政、遂以母弟多鐸爲輔政叔王。背誓肆行、妄自尊大、自稱皇父攝政王。凡批票本章、一以皇父攝政王行之。（後略）。」
- (107) 『順治朝滿文國史檔』1、順治元年五月十五日、【原文轉寫】「doro be aliha hošoi ujen cin wang jirgalang:manju.monggo.nikan i geren ambasa be gaifi/niyakūrafi wesimbure gisun. abkai hesei forgon be aliha han:doro be aliha hošoi mergen cin wang de hese be aliha/amba coohai ejen i doron bufi.ming

gurun be dailame unggifi.ming gurun i šanaha i/furdan be tuwakiyaha dzung bing guwan.u san gui. šanahai furdan i hafan cooha be gaifi duka//neifi okdome dahaha: 【譯文】、攝政和碩鄭親王吉兒哈朗は、マンジュ・モンゴル・漢すべての大臣たちを率いて跪いて上奏する言、奉天承運のハン、攝政和碩睿親王に奉命大將軍の印を與えて明グルンを攻めるに派遣して、明グルンの山海關を守る總兵官の呉三桂は、山海關の官兵を連れて、門を開いて投降した」とある。

- (108) 西嶋定生 (2002)、34 頁。
- (109) 『明史』卷七十四、「志第五十」「職官三」「尚寶司」、「[皇帝奉天之寶]、爲唐・宋傳璽、祀天地用之。若詔與敕、則用 [皇帝之寶]。冊封・賜勞、則用 [皇帝行寶]。詔親王・大臣及調兵、則用 [皇帝信寶]。上尊號、則用 [皇帝尊親之寶]。諭親王、則用 [皇帝親親之寶]。其 [天子之寶] 以祀山川・鬼神。[天子行寶] 以封外國及賜勞。[天子信寶] 以招外服及徵發。詔用 [制誥之寶]。勅用 [勅命之寶]、獎勵臣工用 [廣運之寶]。(後略)。」
- (110) 『滿文內國史院檔』崇德八年十一月十二日。
- (111) 井上京子 (1987)、161 頁。
- (112) 『大清太宗實錄』(順治初纂) 卷四十、崇德八年八月、65-68 頁。
- (113) 『制度通』1、233 頁。
- (114) 『大明會典』卷二百二十二、「尚寶司」、「國初設符璽郎、秩正七品。後置尚寶司、陞正三品衙門。設卿少卿、丞。職專寶璽符牌等事。洪武元年、改正五品衙門。皇太子寶不設官、即以本司兼管云御寶二十四顆、舊製十七顆、皇帝奉天之寶、皇帝之寶、皇帝行寶、皇帝信寶、天子之寶、天子行寶、天子信寶、制誥之寶、勅命之寶、廣運之寶、御前之寶、皇帝尊親之寶、皇帝親親之寶、敬天勤民之寶、表章經史之寶、欽文之璽、丹符出驗四方。嘉靖十八年新製七顆、奉天承運大明天子寶、大明受命之寶、巡狩天下之寶、垂訓之寶、命德之寶、討罪安民之寶、勅正萬民之寶、皇太子寶一顆。」また、『國朝典彙』(明天啓刊本) 卷六十七、「尚寶司」、「皇帝奉天之寶、以鎮萬國祀天地用之。」
- (115) 『交泰殿寶譜』[皇帝奉天之寶] 以章奉若、碧玉方四寸四分、厚一寸一分。盤龍紐高三寸五分。
- (116) 『清史稿』卷一百四、「輿服三」、「盛京所藏：曰「大清受命之寶」碧玉方四寸八分、厚一寸九分。蹲龍紐高二寸四分。曰「皇帝之寶」青玉、方四寸八分、厚一寸九分。交龍紐高二寸七分。曰「皇帝之寶」碧玉、方五寸、厚一寸八分。盤龍紐高三寸。曰「皇帝之寶」栴檀香木方三寸八分、厚六分。素龍紐高五分。曰「奉天之寶」金方三寸七分、厚九分。交龍紐高二寸。曰「天子之寶」金方三寸七分、厚九分。交龍紐高二寸。曰「奉天法祖親賢愛民」碧玉方四寸九分、厚一寸五分。交龍紐高二寸。曰「丹符出驗四方」青玉方四寸七分、厚二寸。交龍紐高二寸二分。曰「勅命之寶」青玉方三寸七分、厚一寸八分。交龍紐高二寸五分。曰「廣運之寶」金方二寸四分、厚八分。交龍紐高一寸五分。」
- (117) 『滿文內國史院檔』崇德八年十二月二十八日。
- (118) 『順治朝滿文國史檔』1、順治元年七月十四日。【原文轉寫】、「juwan duin hese mafari soorin. taimiyoo: hüturingga munggan.ere ilan bade wecere ilan bithe de abkai jui boobai ilan gidaha.」
- (119) 「雍正九年征討噶爾丹策凌祭天文告」(『明清檔案卷・清代』、102—103 頁に収録)。また、雍正十一年「雍正帝爲平定噶爾丹告天祭文」(『清代文書檔案圖鑑』80-81 頁に収録)。

